明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六六）　一
○道路運送車両の保安基準及び自動車点検基準の一部を改正する省令（国土交通五一）　二
〔告　示〕
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（総務・農林水産・国土交通四）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業一四三）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく金融取引の調整を指定する件（同一四四）　二
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八二六）　三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同八二七）　六
○自動車の点検及び整備に関する手引きの一部を改正する告示（同八二八）　九
○低排出ガス車認定実施要領の一部を変更する件（同八二九）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一二五～一二七）　九
○道路に関する件（関東地方整備局二八六～二八八）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局九九）　九
○道路に関する件（中国地方整備局八〇）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同八一）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一〇五、一〇六）　九
〔公　告〕
裁判所
諸事項　破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録関係　九
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○財務省令第六十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の四第二項第一号中「第七項」を「以下この条」に改め、同条第十三項第一号、第十四項、第二十一項第一号、第二十九項第一号及び第三十六項第一号中「細目告示第四十一条第一項第五号」を「適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条及び第四十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び自動車点検基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準及び自動車点検基準の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項中「（二輪自動車を除く。）」を削る。

第六十一条の二第四項中「原動機付自転車」を「内燃機関を原動機とする原動機付自転車」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　原動機付自転車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（自動車点検基準の一部改正）

第二条　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第五ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の欄中

「

1　メターリング・バルブの状態 2　配管の損傷	（※1）1　メターリング・バルブの状態 （※1）2　配管の損傷

」

を

「

1　メターリング・バルブの状態 2　配管の損傷	（※1）1　メターリング・バルブの状態 （※1）2　配管の損傷

」

に改める。